

別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱

制定 令和4年 5月13日

別府市告示第256号

改正 令和5年 3月24日

別府市告示第 77号

令和6年 3月27日

別府市告示第114号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や別府市を訪れた人々が別府竹細工に触れる機会を増やすことで、別府竹細工の認知度向上を図るため、市内の宿泊施設が利用者のおもてなしのために使用する竹細工を購入するのに要する費用に対し、予算の範囲内で別府竹細工利用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、別府市補助金等交付規則（平成2年別府市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類M－宿泊業、飲食サービス業、中分類75－宿泊業及び小分類751－旅館、ホテルに属する事業所をいう。
- (2) 竹細工 市内の事業者又は大分県立竹工芸訓練センターの修了生のうち第7条に規定する申請の日において市内で活動を行う者が制作又は加工する竹製品をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれも満たす者とする。

- (1) 市内で宿泊施設を営む者であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

をいう。以下この号において同じ。)、暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。)でないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内の宿泊施設において、その利用者のおもてなしのために使用する竹細工を購入する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に伴う竹細工の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。ただし、次に掲げる費用は対象外とする。

- (1) 来客者に対する竹製品の販売を目的とした購入に要する費用
- (2) 補助金以外の国、県、市等の金銭による補助の対象となっている費用
- (3) その他市長が不相当と認める費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。ただし、50万円を上限額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を開始する前に別府市竹細工利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) 補助事業の内容を確認できる書類
- (5) 竹細工であることの証明書(様式第5号)
- (6) 宿泊施設が存在することを証する書類
- (7) 市税を完納していることを証明できる書類(完納証明書等)

(8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、別府市竹細工利用促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付の可否の決定において、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第7条に規定する申請の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市竹細工利用促進事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の交付決定額の変更を伴わないときは、この限りでない。

(変更等の承認決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、別府市竹細工利用促進事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第8号）により補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日の翌日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、別府市竹細工利用促進事業補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書（様式第10号）

(2) 補助事業に係る支払が確認できる書類の写し

(3) 補助事業の実施内容が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を

審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、別府市竹細工利用促進事業補助金交付額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、別府市竹細工利用促進事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) その他別府市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（書類の整備）

第15条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度から5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和4年5月13日別府市告示第256号）

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

附 則（令和5年3月24日別府市告示第77号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日別府市告示第114号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

別府市長 あて

申請者 住 所

商号又は法人名

（ふりがな）

氏名又は代表者氏名

⑩

電 話 番 号

別府市竹細工利用促進事業補助金交付申請書

別府市竹細工利用促進事業補助金の交付を受けたいので、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事業内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) 補助事業の内容を確認できる書類（見積書、カタログ等）
- (5) 竹細工であることの証明書
- (6) 宿泊施設が存在すること及び飲食を提供することを証する書類
- (7) 市税を完納していることを証明できる書類（完納証明書等）
- (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

宿泊施設所在地	
宿泊施設名称	
購入する竹細工の品名、数量 及び活用方法	
想定される利用客の客層等 （年齢、地域、職業等）	

様式第 3 号（第 7 条関係）

収支予算書

< 収入 >

（単位：円）

項 目	金 額
別府市補助金	
自己資金	
合 計	

< 支出 >

（単位：円）

項 目	内 容	金 額 (税 込)	左記金額の内、 補助対象経費 (税 抜)
合 計			

※収入額の合計欄と支出額の税込合計欄は同額になること。

誓約書

別府市竹細工利用促進事業補助金に関して、次のとおり誓約します。

- 1 申請書類の内容は全て事実です。虚偽が判明した場合又は補助対象者の要件に該当しない状況となった場合は、補助金の返還に応じます。
- 2 別府市から確認又は報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- 3 自己又は自己の役員等が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下において同じ。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）ではありません。市が必要な場合には、警察に照合することについて同意します。また、照会で確認された情報は、今後、私（当社）が、市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

年 月 日

別府市長

あて

申請者 住所

商号又は法人名

（ふりがな）

氏名又は代表者氏名

Ⓜ

生年月日 年

月 日

電話番号

様式第5号（第7条関係）

申請者

殿

販売者 住 所
名 称
代表者職氏名

別府市竹細工利用促進事業に係る竹細工であることの証明書

貴殿に販売する下記の竹製品については、別府市内の事業者等が制作又は加工したものであることを証明します。

記

- 1 品名及び数量：
- 2 制作又は加工者の名称：
- 3 制作又は加工者の住所：

（法人にあっては主たる事業所の住所）

- 別府市内に主たる事業所を有する事業者（個人事業者にあっては市内に住所を有する者）
- 大分県立竹工芸訓練センターの修了生で、申請日時点において市内で活動を行う者

第 年 月 日
号

様

別府市長 印

別府市竹細工利用促進事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった別府市竹細工利用促進事業補助金
については、下記のとおり決定したので、竹細工利用促進事業補助金交付要綱第8
条第1項の規定により通知します。

記

1 交付する。

補助金交付決定額 円
交付の条件

2 交付しない。

理由

年 月 日

別府市長 あて

申請者 住 所

商号又は法人名

（ふりがな）

氏名又は代表者氏名

㊞

電 話 番 号

別府市竹細工利用促進事業補助金
変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった別府市竹細工利用促進事業補助金に係る補助事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業区分
- 2 交付を受けようとする補助金の額 変更前 円
変更後 円
- 3 補助対象経費の額 変更前 円
変更後 円
- 4 変更の内容
- 5 変更等の理由
- 6 添付書類

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市竹細工利用促進事業補助金変更（中止・廃止）
承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった別府市竹細工利用促進事業補助金の変更（中止・廃止）については、下記のとおり決定したので、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

記

1 承認する。

変更（中止・廃止）後の補助対象経費の額 円

変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額 円

2 承認しない。

理由

年 月 日

別府市長

あて

報告者 住 所

商号又は法人名

（ふりがな）

氏名又は代表者氏名

㊞

電 話 番 号

別府市竹細工利用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった別府市竹細工利用促進事業補助金に係る補助事業を完了したので、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の完了年月日	
2 宿泊施設名	
3 事業内容（購入した竹細工の品名及び数量）	
4 事業効果（※）	

※利用した客層・人数、別府竹細工のPR方法等について記載してください。

添付書類

- （1）収支決算書
- （2）補助事業に係る支払が確認できる書類の写し
- （3）補助事業の実施内容が確認できる書類（写真、広報紙等）
- （4）その他市長が必要と認める書類

収支決算書

< 収入 >

（単位：円）

項 目	金 額
別府市補助金	
自己資金	
合 計	

< 支出 >

（単位：円）

項 目	内 容	金 額 (税 込)	左記金額の内、 補助対象経費 (税 抜)
合 計			

※収入額の合計欄と支出額の税込合計欄は同額になること。

様式第 1 1 号 (第 1 2 条関係)

第 号
年 月 日

様

別府市長

印

別府市竹細工利用促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった実績報告書について、その内容を審査した結果、下記のとおり別府市竹細工利用促進事業補助金の額を確定したので、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により通知します。

記

補助金交付申請額	円
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円

補助金交付決定額と補助金交付確定額に差がある場合の理由

年 月 日

別府市長

あて

請求者 住 所

商号又は法人名

(ふりがな)

氏名又は代表者氏名

㊞

電 話 番 号

別府市竹細工利用促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった別府市竹細工利用促進事業補助金について、別府市竹細工利用促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額※ 1

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

2 振込先※ 2

金融機関名	
支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※ 1 「別府市竹細工利用促進事業補助金交付額確定通知書」に記載された補助金交付確定額を記載してください。

※ 2 振込先が確認できる通帳等の写しを添付してください。

